産業振興関係について

問 集落農業について、今後の道路、排水路整備の取り組みについては。

答 農道整備については、大規模な工事は毎年度二路線程度の整備にとどまっている状況ですがそれ以外にも農道、排水、用水路整備は継続的補修工事をしています。農業経営ですが、営農者の高齢化あるいは担い手不足等によりまして、この集落営農というものは現時点では非常に重要な事業であるという認識を持って事業遂行に努めています。排水、用水、農道等の維持管理、これらについては市内にある六土地改良区等々へ御支援をしながら地元のご協力を得て管理をしていただいているのが現状です。

問 ふれあいパーク八日市場の運営については。

答 現在は法人として事業は順調に推移しているわけですが、今後、先行きを見込んだ中での、例えば指定管理者制度とか、あるいは商工会の参画等、社員あるいは役員会でいろいろと協議・検討をしていくべき部分があると感じていますので、これらを絶えず頭に描いて、ふれあいパークの運営に取り組んでいきたいと考えています。

問 匝瑳市の農業振興策については。来年度は、無人ヘリ等を使って環境に余り問題のないような形で、カメムシ対策をぜひやってほしいが。

答 水稲への空中散布の件につきましては、今年の五月のポジティブリスト制の施行に伴い、市の植物防疫協会の役員会において検討した結果、平成十八年度については中止の判断がされたところです。高齢化を反映した農業行政の中で、空中散布事業の来年に向けた対応については、関係機関と協議しているところです。これら、防疫対策と合わせ「そうさ米」の品質向上とPRを目的とし、「そうさ米」ブランド研修会を関係機関の協力のもと、開催を予定しています。

▲ヘリコプターによる水稲空中散布

循環バスの運行改善について

問 循環バスの運行改善については。

答 このたび市内循環バスの運行改善を図るため、七月二日から四日までの三日間、職員が全路線、全便に乗車をし、乗車状況や利用者の要望などの聞き取り調査を実施しました。また、ホームページや広報紙を活用し、ご意見を募集しているところです。今後は、調査結果やご意見を集約し市内循環バス向上対策委員会において検討していただき、その意見具申を踏まえて、平成十九年四月の改正に向けて、時刻改正などの運行改善に取り組み、利便性の高い市内循環バスの運行に努めていきたいと考えています。

行政の結婚サポートについて

問 少子化の中で、次の世代を担っていく環境づくりは重要であり、必要と思う。当市で生活している未婚の方が数多く見受けられるが、出会いのイベント等を行政で計画、実施してはどうか。

答 全国的に結婚しない男女が増加しており、晩婚化の進行と併せ少子化の要因となっています。

本市において、昭和四十一年には三百六十五件の結婚件数がありましたが、平成十六年度には百九十八件と減少しています。旧両市町で結婚相談事業を行っていましたが、事業効果がなかったこともあり中止をしています。個人のプライバシーもあり、他の自治体の事例を参考に研究していきます。

海岸侵食対策とヘッドランドの完成について

問 未完成のヘッドランド五基の今後の計画について、海岸侵食対策、ヘッドランドについて県への陳情の状況はどうか。

答 五基のヘッドランド工事の進捗状況ですが、今泉浜の十号ヘッドランド及び川辺浜の十一号は、ほぼ計画延長に達しています。八軒浜の九号ヘッドランドについては、本年度に工事を実施する予定だと聞いています。内裏塚浜の八号ヘッドランドについては、平成十九年度の実施計画を要望していきたいと考えています。海匝地域整備センター管内の予算が厳しい状況ですが、栢田浜の十二号ヘッドランドを含め早期完成を引き続き国、県に対して積極的に働きかけてまいる所存です。陳情の状況については、国については地元選出の国会議員を通じて、県については地元選出の県会議員を通じまして要望していますが、今後ともいろいろな機会をとらえて関係機関に働きかけていきます。

▲ヘッドランド工事により漂砂が滞留し始めた野手浜海岸

環境問題について

問 環境破壊につながる産業廃棄物等の投棄を未然に防止するために、実効力を持つ市条例の検討については。

答 合併時に制定しました「匝瑳市土砂等の小規模埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」においては、新たに県条例の内容を加味し、事業者、土地所有者及び市の責務を明確にし、安全基準に適合しない土砂等を禁止する規定を設けたところです。引き続き、他市町村の条例や取り組みを参考にしながら、産業廃棄物などの不法投棄や違法な埋め立ての未然防止に努めていきたいと考えています。

福祉関係について

問 障害者自立支援法に基づく市町村審査会の運営については。

答 障害者の自立した日常生活や社会生活を可能とするためには必要な障害福祉サービスにかかる給付その他の支援を行うことを目的として本年四月から障害者の自立支援法が施行されました。

この中で支給決定手続きの透明化、公正化を図る観点から市町村に審査会が設置をされることになりました。審査会の構成メンバーは、障害者などの実情に通じた者のうち、障害・保健・福祉の学識経験を有する者であって、委員は五名で、内訳は医師が二名、身体障害者施設の職員一名、知的障害者の職員二名です。障害者自立支援法の十月からの本施行に向けて月一回から二回ペースで開催します。

問 福祉の公平性、福祉の申請主義について、高齢者福祉については。

答 生活困窮者や障害者だけではなく、市民全体を福祉の対象として考えております。また、市民の皆様方が安心して楽しく暮らせるよう地域の社会福祉協議会や民生委員などの協力によりまして、生活状況を把握しまして、福祉の向上に努めています。福祉は申請主義ですが、福祉サービスは、市民の皆様にその目的に応じて申請していただき、実施しています。潜在的な利用希望者に手を差し伸べる積極的な取り組みが必要であると考えています。匝瑳市の高齢化率は年を追って上昇し、おおむね四人に一人が六十五歳以上の高齢者という状況です。介護保険の認定者数は千四百二人、うち在宅介護サービス受給者数は七百七十人、施設介護サービス受給者数は三百三十六人となっています。認定者数の二十四パーセントの方が施設に入所している状況です。市民が介護サービスを利用しながら住まいの近くで通いや泊りで利用できる小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設などで自立をいたしまして生活を継続できる環境づくりを進めていきたいと考えています。

問 少子化に対する基本的な考え方、具体的な政策については。

答 市としては、次世代育成支援行動計画に基づき次世代の子供たちが健やかに育つことができる環境づくりと子育

道路、排水路の管理について

問 道路と排水路の管理と整備については。

答 市道上に生い茂っている草や樹木の伐採については、広報等でお知らせしているところで、基本的には土地の所有者にお願いしています。排水路の清掃については、基本的には集落の皆さんの生活排水や宅地の排水を兼ねており、従来どおり地元の皆さんの御協力により実施をしています。市ではふたを外す機械を貸し出しています。